

安平・厚真行政事務組合のページ

完全地デジ化間近… テレビなどの家電製品の不法投棄は犯罪です！

今年7月からの地上デジタル放送への完全移行を前に、
安平町・厚真町内で『ブラウン管テレビ』の**不法投棄**が増え続けています。

不法投棄されたブラウン管テレビ2台（組合処理場正門前）



解体されたブラウン管テレビ（追分若草）



「いつもどこかで誰かが見ています」
少しくらいならバレないだろう、という軽い気持ちで不法投棄を行い、警察に検挙された事件もあります。



解体されたブラウン管テレビ（早来北町）



不法投棄されたブラウン管テレビ（道道平取厚真線パーキング場）

適正な処理をしないと…

家電製品などの不法投棄は近隣への迷惑になるだけではなく、しみ出した重金属等の有害物質による土壌汚染など環境にも大きな影響を与えます。不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）によって固く禁じられており、違反した場合には重い罰則（100万円以下の罰金若しくは5年以下の懲役）が科せられます。



解体して捨てることも法律違反！

家電製品のうちテレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンは、「ごみ」としてステーションに出すことはもちろん、解体して捨てることも法律（家電リサイクル法）違反です。

どのようにして出すの？（ごみ分別ガイドブック 12 ページをご覧ください。）

◆新しく購入して、古いものを廃棄する場合

新しく購入する小売店等に引き取りを依頼してください。

◆古いものを廃棄するだけの場合

購入した店、または近くの電器店に引き取りを依頼してください。

※引き取りに当たっては、リサイクル料金と収集運搬料金が必要となります。

お願い！

引越しや大掃除等で多量に出た家庭ごみを自己搬入される際、きちんと分別された上で、組合処理場へ来場されますようお願いいたします。

例えば、1枚の袋にプラスチックと可燃物が混在されている等で回収作業に余計な時間を要する事例が一部で見受けられます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

土曜・祝日も8時30分から17時まで自己搬入ごみの受付をしています。

問合せ

安平・厚真行政事務組合 ☎ 3151